

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十第

行發日一月一年一十正大

| | |
|----------------|------------|
| マルクス氏餘剩價值説の評論 | 法學博士 田島 錦治 |
| 我邦の所得税を論ず | 法學博士 神戸 正雄 |
| 奴隸制と賃勞働制 | 法學博士 河上 肇 |
| 累進税の根據に就いて | 法學博士 小川郷太郎 |
| 植民政策上より觀たる委任統治 | 法學博士 山本美越乃 |
| 小作制と小作法 | 法學博士 河田 嗣郎 |
| 社會の團結の減衰 | 文學士 高田 保馬 |
| 海運に於ける競争と獨占 | 法學士 小島昌太郎 |
| 舊尾張藩に於ける地割制度 | 農學士 奥田 彥 |
| 財産税と國富統計 | 法學士 汐見 三郎 |
| 開城簿記の起源に就て | 法學士 大森 研造 |

植民政策上より觀たる委任統治

山本美越乃

今次の戰爭前に於ては國家が其の本來の國土外に於ける一定の地域に對して直接又は間接に統治權を行使する形式は、之を保護統治・特許統治・直接統治及自治統治の四種に分つことを得たりと雖も、戰爭の結果新たに成立を見るに至りたる國際聯盟は、從來統治權を行使したる國の支配を離れたる植民地及領土にして、近代の激甚なる生存競争場裡に處して未だ自立し得ざる人民の居住せるものに對しては、該人民の福祉を計り其の發達を助くるは文明國民の神聖なる使命なりとの主義に基き、聯盟規約第二十二條第二項に於て、斯かる人民に對する後見の任務を先進國中資源・經驗又は地理的關係上其の任に適し且之を諾する國に委任して、聯盟に代り受任國として後見の任務を行はしめんとすることを定めたるを以て、本來の國土外に於ける一定の地域に對して、國家が直接又は間接に統治權を行使する方法に更に一の新たな形式を加ふることとなり、所謂委任統治の制度なるものは即ち是れにして、此の意義に於ては該制度は全く今次の戰爭の齎せる特殊のものと同稱するを得べし。

而して委任統治の制度に關して初めて世人の注意を喚起したるは英領南亞植民地のスマンツ將

軍 (Lt.-Gen. J. C. Smuts) によつて、氏は其の著『國際聯盟』(The League of Nations, London, 1918) に於て實際的の提案として、今次の戰爭に因り國家的破産の運命に陥れる露西亞、澳太利及土耳其に從來屬したる土地及人民を、如何なる國家と雖も戰勝の餘威を以て分割爭奪の目的物となすべからざることを述べ、國際聯盟は當然之が管理者たり又其の權利の繼承者たるべく、斯くして聯盟に歸屬したる是等の地方の統治に關しては、固より聯盟自ら之に當り得ざるに非ずと雖も、實際上に於ては聯盟各國の連合組織に依る統治は却て意見の一致を缺き、其の極終に聯盟自體の信用をも害するに至るの虞れなしとせざるを以て、寧ろ最初より特定の國家に委任して之をして聯盟に代りて援助又は施政の任に當らしむるを適當とし、聯盟は之に對して最終の監督權を留保すべしとの意見を公にしたるに基因す。¹⁾

スマツツ將軍の意見に従へば、委任統治の制度なるものは從來國家的の形態を備へたる亞細亞及歐羅巴の或地方にして戰爭の爲めに其の政治的統一を失し、終に解體するの止むなきに至れる地方に之を適用せんことを主眼となし、未だ野蠻未開の状態を脱せず、從て政治上に於ても自治自決の念を有するに至らざる蠻民の棲息地例へば亞弗利加及太平洋に於ける舊獨領植民地の如きには、此の制度を適用し得べからざるものとせり、²⁾ 然るに委任制度に關するスマツツ將軍の提案に對しては、最初より有力なる贊成者の一人たりしウヰルソン大統領は、啻に亞細亞及歐羅巴の

1) Smuts, The League of Nations, p. 11fg.

2) Ibid., p. 15.

或地方に對してのみならず舊獨領植民地に付きても亦此の制度を適用すべきことを主張せしが、舊獨領植民地の委任統治に關しては、是等の植民地の占領に與かりて力ありし濠洲及南亞聯邦等は之に贅せざりしを以て、國際聯盟は是等の面説を參酌して終に聯盟規約第二十二條の規定を設け、委任制度に三種の區制を認むるに至れり。

今國際聯盟規約の定むる所に從ひ是等三種の委任制度の特質を示せば、

第一種は從來或國に屬したる部族にして獨立國として假承認を受け得る程度の發達を爲しつつあるも、其の自立するに至る迄には尙ほ多少の歳月を要すと認めらるる場合に、全く自立し得べき時期に達する迄施政上に助言及援助を爲さしむることを或國に委任するものにして、聯盟規約に於ては特に土耳其帝國に屬したる部族に對して此の種の委任制度を適用すべきことを明示せり（國際聯盟規約第二十二條第四項）。

（註）對土平和條約第九十四條に據れば、シリア及メソポタミアを聯盟規約第二十二條第四項に據り獨立國として假りに承認することに同意するも、該諸國は其の自立し得る時期に至る迄施政上委任國の助言及援助を受くべきものと定む。

第一種の委任制度は普通之をA式の委任統治と稱し、後に述ぶべき第二種及第三種の委任制度と根本的に異なるものあり、即ち此の制度の下に施政上助言及援助を受くべき地方は、比較的進歩したる文化の形態を備へ、獨立國としての體面を維持するに足る程度の發達を遂げつつある

も、唯其の自立に關しては未だ全く懸念なしとせざるより、假りに獨立國としての承認は之を與ふるも、將來自立し得る時期に至る迄國際聯盟は受任國を選定して自己に代り助言及援助を爲さしめんとするに在るを以て、斯かる地方に於ては自ら獨立國として主權を有し、受任國は唯其の主權の行使に付きて助言及援助を與ふるに過ぎず、從て此の制度の下に於ては啻に施政の根本主義のみならず、之に外部よりの援助を與ふべき受任國の選定に關しても亦當該部族の意志を考慮することを必要條件となし、能ふ限りスマツツ將軍の所謂民族自決の主義を適用したり。¹⁾

第一種の委任制度の性質にして此の如くなりとせば、之が適用を受くべき地方は固より植民政策上の目的物となり得べからざることは、恰も完全なる主權は之を有するも、國方微弱なるが爲めに列國間に伍して其の獨立を維持すること困難なるが如き弱國に對して、他の強國が其の獨立自主の權を害することなくして之を擁護せんとする場合に、從來と雖も強弱二國間に保護關係を生じたる事例に乏しからずと雖も、之が爲めに弱國は強國の植民政策上の目的物となり得ざると同じ、從て第一種の委任制度に關しては、植民政策上より考察すべき何ものをも有せずと言ふを得べし。

然るに之に反して第二種及第三種の委任制度は、前述の如くスマツツ將軍の提案を更に擴張して舊領植民地にも之を及ぼさしめんとせるウヰルソン大統領の意見を參酌して設けられたるも

1) The League of Nations, p. 19.

2) 拙著『植民政策研究』六〇頁參照

のなるが故に、植民政策上必要且興味ある研究問題を包含せり、今是等の問題の考察に入るに先だち、第二種及第三種の委任制度の特質に就きて一言せんに、

第二種の委任制度に關しては國際聯盟規約第二十二條第五項に於て、『他ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ實ニ任スヘキ程度ニ在リ、尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限リ良心及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若クハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ、并ニ築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ、且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス』と規定し、其の一例として中央亞弗利加の人民を指示せるも、此の制度は寧ろ委任統治の一般の場合に適用せらるるものと稱するを得べく、第三種に關しては同條第六項に、『或地域ハ人口ノ稀薄・面積ノ狭小・文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ、受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス、但シ受任國ハ土着人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス』と規定し、西南亞弗利加及南太平洋諸島を例示せるも、本項は全くウヰルソン大統領の舊獨領植民地の聯盟管理説に對して、濠洲首相ヒュース氏及南亞の代表者スマッツ將軍等の強硬なる反對説の結果として、第五項の一般的規定に多少變更を加へざるべからざる必要を生じ、折衷的の規定として之を設けたるが如き感あるを以て、此の點より論ずる時

は寧ろ委任統治の特別の制度と稱するを得べし、第二種のもものは普通之をB式の委任統治、第三種のもものは之をC式の委任統治と稱す。

此の如く第二種及第三種の制度は之を同視すべからざるのみならず、其の施政上に關しても亦重大なる差異存す、即ち第二種の場合には受任國は單に委任統治地域の施政の責に任すべきことを規定するに過ぎざるも、第三種の場合には該地域を受任國の領土の構成部分として其の國法の下に施政を行ふべきことを規定し、又前の場合には住民の良心及信教の自由に對する保障、奴隸・武器・火酒類の取引の禁止、軍事的施設の禁遏、通商貿易に對する機會均等の保障等を列舉的に明示せるも、後の場合には唯總括的に土着人民の利益の爲めに前記の保障を與ふべきことを要求するに過ぎず、良心及信教の自由に對する保障及奴隸・武器・火酒類等の取引の禁止の如きは、土着人民の利益の爲めにする保障と稱し得べけんも、軍事的施設の禁遏及通商貿易に對する機會均等の保障の如きは、之を以て直ちに土着人民の利益の爲めにする保障と稱するを得ざるべく、從て聯盟規約の明文上より之を論ずる時は、第三種の委任統治の場合には是等の問題は全く受任國の自由にて之を決定し得るものと解し得られざるに非ず、唯國際聯盟の精神及委任統治の本來の主旨より之を論ずる時は、此の如き解釋が無條件に承認せらるべきや否やは自ら別箇の問題に屬す。

第一種の委任制度に付きては植民政策上より考察すべき何も有せざることには既に述べたる所の如しと雖も、第二種及第三種のものに付きては然らず、蓋し第二種及第三種の委任制度の下に某地域の統治を委任せられたる國は、結局之を自國の植民地に準じて統治するの他なかるべく、又此の如くに爲すことが此の種の委任制度を採用するに至れる實際上の要求にも最も能く適合すべきを以てなり、而して斯かる場合に之が統治の形式は固より保護統治にも非ず、特許統治にも非ず、又自治統治にも非ずして、所謂直接統治の一變形に過ぎざるべきは委任地域の性質上當然の理たり、¹⁾故に第二種及第三種の委任地域に對する統治の形式は、之を植民政策上より論ずる時は全く直接統治の形式に依るの他なしと雖も、自國の植民地に對する場合には之が統治の權原も亦自國に存するも、第二種及第三種の場合には他の委任に因りて統治を行ふものなるが故に其の權原は受任國に存せず、受任國は唯其の委任の範圍内に於て或は制限的に(第二種の如くに)、或は總括的に(第三種の如くに)統治權を行使するに過ぎず、此の如く假令統治の形式に於ては同一なりとするも其の權原に差異の存するより、後者を特に委任統治と稱して前者と區別する所以なりとす。

既に委任統治の權原は受任國に存せずとせば、植民政策上次に攻究を要すべき問題は、然らば斯かる委任地域の主權は結局何れの國に歸屬すべきやとの問題はれなり、之に關しては從來諸説

1) 拙著『植民政策研究』一七五頁以下參照

紛々として歸一する所なきが如し、第一種の委任地域に付きては既に獨立國として假承認を受け得る程度の發達を遂げ、且現に其の承認を得たる以上は、主權は固より該獨立國に存すべきは何人も之を疑ふ者なかるべしと雖も、第二種及第三種の委任地域に付きては其の發達未だ此の程度に達せず、從て獨立國としての假承認の如きは最初より問題とならざるを以て、果して然りとせば其の主權の所在如何は興味ある研究問題たらずんばあらざるなり、而して此の問題に付きて從來最も弘く行はれつつある説に二あり、即ち一は國際聯盟に主權を歸屬せしむるものにして、他は『主たる同盟及聯合國』(即ち日・英・米・佛・伊の所謂五大國)に之を歸屬せしむるもの是れなり。

元來委任統治の制度なるものは今次の戰爭の結果新たに成立したる國際聯盟の創定に係るものなるを以て、國際聯盟をして該制度を創定せしむるに至れる動機を考察することは、主權の歸屬問題を攻究するに有力且必要なる事項たり、而して國際聯盟をして該制度を創定せしむるに至れる動機は、既に述べたるスマッツ將軍の主張及ウヰルソン大統領の領土無併合主義の宣明與かりて大に力ありしことは之を疑ふ可からず、スマッツ將軍は今次の戰爭に因りて歐洲は解體しつつあるを以て、國際聯盟は此の大遺産の相續者たらざるべからず、露國・奧太利及土耳其の解體に因りて殘されたる人民は多くは政治的の訓練なく又自治の能力を缺けるを以て、其の經濟的及政治的の獨立に對しては一層の指導誘掖を必要とすべし、然るに若し戰勝國間に此の戰利品に對し

て争奪競争の起るが如きことあらんか、歐洲の將來は全く絶望的の狀態に陥らざるを得ず、故に此の機會に於て各國の執るべき唯一の政策は、國際聯盟をして解體せる國家の繼承者たらしむるに在り、然れども『連合國際統治』(Joint International Administration)の方法は、之を土地又は人民に適用する場合には不成功に終ること多し、何となれば異なる多くの國民に依りて組織せられたる統治機關は、圓滑忠實に政務の遂行に當ること難く、從て連合國際統治の下に於ける人民等は之が爲めに不幸に陥るか、或は彼等の狀態にして進歩せる時は、統治機關を組織せる各國の意見の相違に乗じて相互の間に争を生せしむるが如き結果を齎し、其の極終に聯盟自體の不信用を招くの危険なしとせざるを以てなり、故に此の如き場合に處する唯一の統治方法は、此の種の施政に關して多年の經驗を有せる國家と、又斯かる困難なる特殊の事業に對して訓練を有せる當局其の人の力に俟たざる可からず、若し國際聯盟にして重大なる失策を敢てすることなく、又其の不信用を招くことを避けんと欲せば、宜しく如上の目的の爲めに箇々の國家の統治機關を利用して施政を爲さしむるに如くはなし、換言せば施政上助言・援助若くは監督を必要とする人民及土地に對しては、國際聯盟に於て連合的に之に當るべき國際官吏を直接任命するが如き方法に依らずして、原則としては或特定の國家を選み之をして聯盟に代りて行動せしむるの方法に依る可とす、即ち國際聯盟の監督及最終の管理權は之を留保するも、必要な官吏の任命及施政には聯

盟の委任したる國をして之に當らしむべしと主張せるも、スマツツ將軍の此の主張は専ら露・澳・土の三國の人民及土地の處分問題に關するものにして、舊獨領植民地に付きてはウヰルソン大統領に依りて提案せられたる十四箇條の第五の原則、即ち凡て植民地の要求は之を自由に且公平無私に整理すること、尤も主權の問題を決定する場合には、關係人民の利益は要求者たる政府の公平なる主張と同じく對等に之を尊重するの原則を遵守すべきものとす、この主旨に従ひ之を處分すべしとなすも、是等の領土を國際聯盟に歸屬せしむることはスマツツ將軍の意志に非ざりしなり、故にウヰルソン大統領の密に露・澳・土の三國のみならず、舊獨領植民地に對しても亦同一の主義を適用すべしとの主張に對しては、スマツツ將軍を初め英領自治植民地の代表者等は極力之に反對し、其の結果終に舊獨領植民地は對獨平和條約第百十九條に據り、之を『主たる同盟及聯合國』の爲めに拋棄せしむることとなり、之が統治に關しては國際聯盟規約第二十二條中に特に第五項及第六項の規定を設けて之に據らしむることとなりたるものなり。

此の如き實際上の經緯より論ずる時は、第二種及第三種の委任地域の主權を國際聯盟に歸屬せしむる説は、其の論據の頗る薄弱なるを感せずんばあるべからず、唯之を國際聯盟に歸屬せしむる説を支持する論者の最も有力なる論據とする所は、聯盟規約第二十二條第二項に『此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ、該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源・經驗又ハ地理的位置ニ

1) The League of Nations, pp. 11-19.

因り最モ此ノ責任ヲ引受クルニ適シ、且之ヲ受諾スルモノニ委任シ、之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ」と規定せるより、受任國は主權者たる國際聯盟の委任を受け之に代りて統治の任に當るものの如くに解するも、這は恐くば該規約の精神に非ざるべし。

蓋し舊獨領植民地は從來の主權者たりし獨逸が國際聯盟の爲めに之を拋棄したるに非ずして、『主たる同盟及聯合國』の爲めに之を拋棄せるものなることは、前述の如く對獨平和條約の明示する所にして、其の後『主たる同盟及聯合國』に於て更に之を國際聯盟に讓渡したる證據の存せざる限りは、是等の地方に對する主權は尙ほ依然として『主たる同盟及聯合國』に存すと解せざるを得ず、然らば何が故に聯盟規約第二十二條第二項の如き規定を設けたるやと云ふに、『主たる同盟及聯合國』の爲めに拋棄せられたる舊獨領植民地の統治は、理想としては之を國際聯盟に託し聯盟をして施政の任に當らしむるを至公至平の方法となすも、國際聯盟自ら之に當る場合には勢ひ『連合國際統治機關』の如き制度を設くるの必要を生ずべきも、連合國際統治機關の此の如き任務の遂行に適せざることも亦スマツツ將軍の意見の如くなるを以て、果して然りとせば本來は國際聯盟が受任者として『主たる同盟及聯合國』に代りて其の任に當るべき事項を、自ら之に當ることの不得策なる事情あるより、更に先進國中資源・經驗又は地理的位置より考察して此の重任を引

受くるに適し、且之を承諾するものに委任して、自己に代り受任國として施政の任に當らしめんとすることを明かにするの主旨より、聯盟規約第二十二條第二項の規定を設けたるものなりと解するの寧ろ適切なるべきを信せん」とす、要するに舊獨領植民地を國際聯盟に歸屬せしむることは英領自治植民地の代表者等の一齊に反對せる所にして、此の點に關してはウヰルソン大統領の主張は終に容るる所とならざりしこと及最も重要な問題は對獨平和條約に據り『主たる同盟及聯合國』に歸屬したる是等の地域の其の後更に國際聯盟に讓渡せられたる證據を認め得べからざること等より推して、舊獨領植民地に對する主權を國際聯盟に歸屬せしめんとする説は、有力なる根據を有するものに非すと評せざるを得ず。

既に舊獨領植民地は『主たる同盟及聯合國』に歸屬すること以上説述せる所の如しとせば、是等の地域に對する主權も亦『主たる同盟及聯合國』に存すべきは當然にして、所謂委任統治の下に現に受任國たる地位を保有するものは、假令其の統治の形式に於ては或は是等の地域を自國の領土の構成部分として、其の國法の下に施政を爲し得べきことを認めらるることも、斯かる廣汎なる權能を有するの故を以て、之より推して直ちに該地域を自國の領土なりと斷せんとするが如きは、恰も租借地を目して租借國の領土となすに同じく、政治論としての可否は姑く別とし法理上の見解としては適正なりと稱するを得ざるなり。(完)